

第5章 環境と経済の好循環

第1節 環境保全型産業の育成

1 環境に配慮した事業者の育成、拡大

環境保全資金融資制度

県では、中小企業者等が、工場などから出るばい煙や汚水などの処理施設等の公害防止施設を設置したり、環境保全施設を整備する場合又は公害を防止するために工場などを移転する場合に、これに対して低利で資金の融資を行うため、昭和45年度に資金預託方式による「愛媛県中小企業公害防止資金貸付制度」を創設した。昭和47年度から利子補給方式に改め、平成11年度には、地球温暖化や資源のリサイクル等の新たな環境問題に対応するため、「愛媛県環境保全資金融資制度」と改称し、表2-5-1のとおり融資を行ってきた。

これまでに、償還期間の延長や、貸付限度額を2,000万円から5,000万円に拡大するなどの改正を行うとともに、平成14年度には土壌・地下水浄化対策、工場等の緑化を、平成15年度には企業者のISO14001取得を融資対象に追加し、平成18年度には、アスベストに関する調査・除去等も融資対象であることを明文化するなど、県内中小企業者の環境に配慮した事業活動の推進を図っている（表2-5-2参照）。

なお、平成21年度には、中小企業者が返済方法を個別事情により選択できるよう返済方法を改正、平成22、23年度は、温暖化対策施設の整備、地域環境整備支援、廃棄物由来再生可能エネルギーの利用促進の事業については、グリーンニューディール基金を活用し無利子とした。

表2-5-1 融資実績

年度	県費 預託額	融資枠	貸付承認額 (千円)																	
			大気		水質		騒音		悪臭		産廃		環境保全		移転		ISO取得		計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
5	150,000	500,000			1	20,000													1	20,000
6	150,000	500,000	1	20,000	1	20,000							1	20,000					3	60,000
7	60,000	200,000																		
8	60,000	200,000																		
9	60,000	200,000																		
10	60,000	200,000																		
11	60,000	200,000			1	20,000				1	20,000								2	40,000
12	60,000	200,000			1	5,000				1	20,000								2	25,000
13	75,000	250,000																		
14	75,000	250,000								3	120,000								3	120,000
15	75,000	250,000								2	59,500						1	3,000	3	62,500
16	75,000	250,000											1	5,000					1	5,000
17	75,000	250,000			1	25,000							1	50,000					2	75,000
18	75,000	250,000								1	24,000		1	50,000					2	74,000
19	75,000	250,000								2	31,000		1	1,460					3	32,460
20	75,000	250,000																		
21	75,000	250,000											1	4,000					1	4,000
22	75,000	250,000								1	50,000		4	57,000					5	107,000
23	75,000	250,000																		
24	75,000	250,000																		
25	75,000	250,000																		

表2-5-2 環境保全資金融資制度の概要（平成25年度）

区 分	内 容
融 資 対 象 事 業 者	中小企業者又は中小企業団体 (愛媛県内に工場又は事業場を有するもので、6ヶ月以上引き続いて現在の事業を営んでいるもの)
融 資 の 条 件	融資限度額 5,000万円以内 融資期間 10年以内(措置期間1年以内を含む。) 返済方法 原則として分割弁済 融資利率 年1.70%
融 資 の 対 象	1 公害防止施設等 ばい煙処理施設、汚水処理施設、騒音振動防止施設 産業廃棄物処理施設、土壌・地下水・アスベスト浄化対策 等
	2 環境保全施設等 フロン等回収・処理施設、資源リサイクル施設、 省資源・省エネルギー施設、低公害車、雨水貯留施設 温暖化対策施設、緑化 等
	3 公害を防止するための工場又は事業場の移転
	4 I S O14001の認証取得

2 環境産業の創出と育成

(1) 環境関連ビジネスの創出、起業化支援

低炭素社会の構築が世界的な潮流となる中、電気自動車（EV）や太陽光発電に代表される「低炭素社会実現に向けたエネルギー技術」など、環境や新エネルギーに関する研究開発支援に取り組むとともに、県内企業が環境付加価値を積極的に活用して企業競争力を高められるよう（公財）えひめ産業振興財団と共同して設立した「えひめ先進環境ビジネス研究会（平成21年9月設立）」による情報提供・環境ビジネスの事業化支援の一環として、カーボンオフセットの取り組み等に関するセミナーを開催した。

また、研究会の会員で、環境関連ビジネスに意欲的に取り組む企業等により構成されたプロジェクトチームの活動を支援した。

① セミナーによる情報提供

【開催状況】

開催日	テーマ	参加者数
平成25年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなクレジット制度（J-クレジット制度）について ・全国におけるカーボン・オフセットの取り組みについて ・秋田県八峰町の取り組みについて ・四国地域におけるカーボン・オフセットの取り組みについて ・愛媛県内におけるカーボン・オフセットの取り組みについて 	約70名

② プロジェクトチームの主な活動成果（平成26年3月31日時点）

名称	取り組み概要	主な活動成果
県内産オフセットクレジット（J-VER）活用検討プロジェクト	愛媛の豊かな森林資源を守るための新たな手法であるオフセットクレジット（J-VER）制度の県内での活用促進を図るとともに、生み出されたクレジットを有効に活用するため、買い手となる企業等に売り込むために価格の設定や、他県産のクレジット	H25.4～久万広域森林組合のクレジットを付与した「えひめの木になる紙」販売開始 H25.9 伊予森林組合のクレジットを伊予銀行が35t購

	トとの差別化などの検討を行った。	入し営業二輪車の排出CO2を相殺
東温市国内クレジット活用プロジェクト	「とうおん太陽の恵みスマイルプロジェクト」として、家庭での太陽光発電設備の設置によるCO2の排出量の削減実績を、国内クレジット制度を活用して「排出枠」として集約し、地元企業が排出枠を購入することによって、クレジットを活用した地産地消型モデルの可能性を探った	H26.2 少年式「げんない」オフセットミュージカルを実施

(2) オフセット・クレジット（J-V E R）制度への取組支援

県では、地球温暖化対策の一である環境省のオフセット・クレジット（J-V E R）制度に基づいた間伐による森林の二酸化炭素（CO₂）吸収プロジェクトに取り組む森林組合等を支援するため、平成22年度から「森林吸収クレジット制度導入促進モデル事業」を導入し、クレジットの発行に必要な検証費用やモニタリング調査に要する経費等の一部を補助するほか、同制度の普及啓発やクレジットの買い手である企業とのマッチングなどを進めてきた。

24年度からは、大王製紙（株）を中心に森林組合やチップ加工業者らで構成する「えひめの木になる紙生産推進グループ」による、県産間伐材を利用したコピー用紙（「えひめの木になる紙」）の商品化を支援してきたところであり、平成25年4月からの販売開始以降、26年3月末までに5,965箱（売上高：11,065,950円）を販売した。

また、平成25年度には、県内でオフセット・クレジットの創出に取り組む市町や森林組合などのプロジェクト事業者等により結成された「えひめカーボン・オフセット推進協議会」が行う同クレジットの販売促進活動等を支援するため、新たに「オフセット・クレジット（J-V E R）販売促進事業」を開始し、カーボン・オフセットの普及啓蒙活動や県産クレジットの販売促進活動等を支援した。



「えひめの木になる紙」



平成26年3月4日「カーボン・マーケットEXPO 2014」へのブース出展（東京国際フォーラム）



3 環境保全型農林水産業の推進

(1) 環境保全型農業の普及浸透

県では、食の安全安心や農村環境の保全に対する関心が高まる中、農業生産と周辺環境の調和に配慮した環境保全型農業の普及浸透を図るため、平成6年3月に「愛媛県環境保全型農業基本方針」を策定し、土づくりや、化学肥料・農薬の節減技術を普及推進するとともに、エコファーマーの育成、有機農業及びエコえひめ農産物の生産促進ほか、農業用廃プラスチック等農業生産資材の適正処理を推進している。

(2) 環境と調和した林業の推進

県土の7割を占める本県の森林資源は、戦後植林されたスギ・ヒノキを中心に充実してきており、利用可能な段階になってきている。しかしながら、採算性の悪化に伴う林業生産活動の停滞や林業担い手の不足等により、未整備森林の増加による森林の公益的機能の低下などが懸念されている。

このため、平成13年を「森林そ生元年」と位置づけ、森林の環境資源としての役割を重視し、生態系に考慮した林道開設や高性能林業機械を導入した間伐などの森林整備を行うとともに、持続可能な森林の管理や災害に強い山づくりに努めているところである。

さらに、平成17年度からは、森林そ生を加速化させるため、森林環境税を導入するほか、平成18年度からは、生産から加工・流通に至るまでの総合的なコストの縮減を図り、低質材を含め、徹底した木材の利用促進を図る「森林そ生プロジェクト」に取り組んできている。

同プロジェクトにおいては、森林所有者の合意形成を進め、一体的、効率的に間伐を実施する「森林そ生推進団地」の設定や路網の整備、林業機械の導入に対して支援し、団地化に伴うスケールメリットによるコスト縮減等を図り、計画的な間伐、県産材の有効利用、林家所得の向上に努めている。

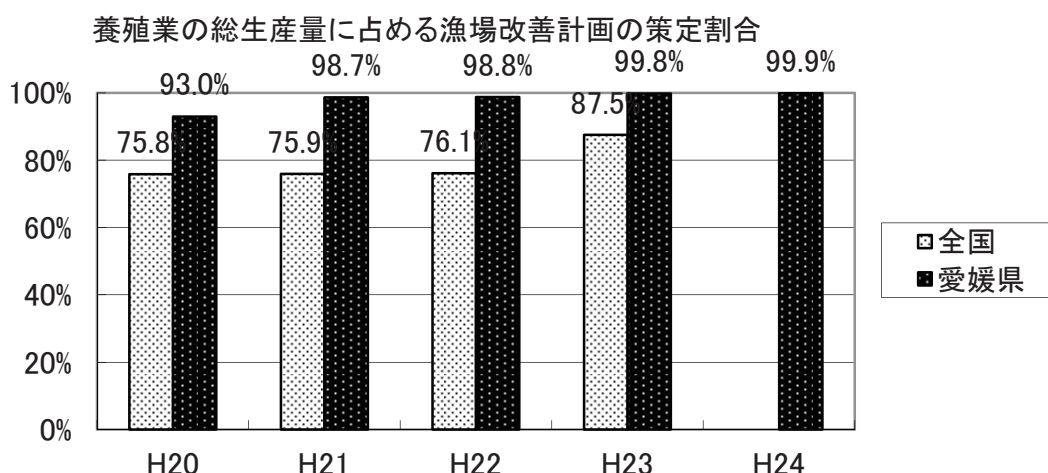
また、間伐等により生産された県産材の有効活用を図るため、木材需要の大半を占める住宅への県産材の提供や木材利用と木造住宅に関する相談窓口の開設など、木造住宅の普及啓発を促進するとともに、林内に放置されている低質材を製紙用原料や化石燃料の代替として発電用燃料として供給することで、木質バイオマスの利用促進による二酸化炭素の削減に努めている。

(3) 漁場改善計画の認定率について

漁場改善計画制度は持続的養殖生産確保法（平成11年5月21日法律第51号）における基本方針に基づき、漁業協同組合等が単独又は共同により、自ら対象となる水域及び養殖の種類を定め、施設や体制の整備などを図るために創設されたものであり、過密養殖の是正等養殖漁場改善のための取組を促進するとともに、特定疾病等のまん延を防止するための措置を講じるなど、持続的な養殖生産の確保を図るための必要な事項を定めている。

全国有数の養殖県である本県においては、養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定割合が99.9%（平成24年）となっており、全国割合の87.5%を大きく上回っている。

しかし、漁業協同組合等漁業者単位による認定率となると94.7%（平成24年）となっているため、100%の認定率となるよう、より積極的な参画が望まれる。



第2節 環境影響評価の推進

1 環境影響評価の推進

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に際し、事業者自らあらかじめ地域の環境について、調査、予測及び評価を行い、環境の保全の観点から適正な配慮を行うことにより、その事業について、環境保全上、より望ましいものとしていく仕組みであり、環境悪化を未然に防止するとともに、開発と保全との調整を図り持続可能な社会を構築していくための有効な制度である。

従来から、港湾法に基づく港湾計画や、公有水面埋立法に基づく埋立事業については、環境影響評価が実施されていたが、国においては、国が行う事業や国の免許等を受けて行われる事業であって、規模が大きく環境への影響を及ぼすおそれのあるものについて環境影響評価を義務付けるため、平成9年6月13日に環境影響評価法が公布され、平成11年6月12日から全面施行された。また、これまでの法施行を通じて浮かび上がってきた課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続オンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、平成23年4月27日に環境影響評価法の一部が改正され、平成24年4月1日に一部施行後、平成25年4月1日から完全施行された。併せて、環境影響評価法施行令の一部改正により、平成24年10月1日から、風力発電所の設置の工事業が法対象事業として追加施行された。

本県においては、大規模開発行為に関する指導要綱により平成3年8月からゴルフ場及びレジャー施設の設置に対し環境影響評価を義務付けてきたが、環境影響評価法の制定に伴い、同法の対象外とされた事業について、県独自の環境影響評価制度を確立するため、平成11年3月19日に愛媛県環境影響評価条例を公布し、環境影響評価法の施行期日に合わせて同年6月12日から施行した。また、環境影響評価法の一部改正（平成25年4月から完全施行）を受け、愛媛県環境影響評価条例について必要な改正を行い、平成24年10月23日に公布し、同年12月1日から施行した。

2 愛媛県環境影響評価条例の概要

(1) 対象事業

愛媛県環境影響評価条例の対象となる事業の種類及び規模要件は、表2-5-3のとおり

である。

表 2-5-3 対象事業及び規模要件

事業の種類	規模要件
1 道路 (1) 国道、県道、市町道、農業用道路 (2) 林道	4車線以上延長7.5km以上 幅員6.5m以上延長15km以上
2 河川 (1) ダム、堰 (2) 放水路	湛水面積50ha以上 土地改変面積50ha以上
3 鉄道、軌道	線路の長さ5km以上
4 飛行場 (1) 陸上飛行場 (2) 陸上ヘリポート	すべて 滑走路の長さ30m以上
5 発電所 (1) 水力発電所 (2) 火力発電所	出力15,000kw以上 出力75,000kw以上
6 廃棄物処理施設 (1) ごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設 (2) し尿処理施設 (3) 最終処分場	処理能力50t/日以上 処理能力300kℓ/日以上 面積15ha以上
7 埋立て、干拓	面積25ha以上(干潟自然海浜等15ha以上)
8 土地区画整理事業	面積75ha以上
9 工業団地造成事業	面積50ha以上
10 流通業務団地造成事業	面積50ha以上
11 宅地造成事業	面積50ha以上
12 農用地造成事業	面積100ha以上
13 レクリエーション施設 (1) ゴルフ場 (2) スキー場 (3) その他運動・レジャー施設	すべて 土地改変面積50ha以上 土地改変面積50ha以上
14 工場・事業場	最大排出ガス量10万m ³ /時以上又は 平均排水量1万m ³ /日以上
15 下水道終末処理施設	予定処理区域人口10万人以上
16 土石採取	面積50ha以上
17 鉱物採取	面積50ha以上

(2) 評価項目

調査、予測及び評価の項目は、愛媛県環境基本条例で「環境保全施策」の対象とされる表2-5-4に示す環境要素とする。

表 2-5-4 調査、予測及び評価の項目

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質 騒音 振動 悪臭 水質 地下水 地盤 土壌 地形・地質 など
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物 植物 生態系 など
人と自然との豊かな触れ合い及び地域の歴史的文化的特性の保全	景観 文化財 触れ合い活動の場 など
環境への負荷	廃棄物等 温室効果ガス など

(3) 評価の観点

環境基準の達成はもとより、事業者により実行可能な範囲内で環境への影響を回避し、又は低減しているかどうかの視点から評価を行うものとする。

(4) 事業計画の早期段階における環境影響評価の実施

事業計画の早期の段階において、環境影響評価の調査を開始する前に、行政や住民の意見を踏まえて調査の項目や手法を選定する方法書の手続を導入している。

環境影響評価手続の全体の流れは、資料編1-2のとおりである。

(5) 情報公開の徹底及び住民参加の拡充

環境影響評価の手続の各過程において可能な限り、次のとおり情報公開を行うとともに、住民参加の拡充を図る。

- ① 方法書、準備書、準備書に係る住民意見に対する事業者の見解書、評価書、事後調査報告書の公告・縦覧
- ② 説明会の開催、公聴会の開催
- ③ 愛媛県環境影響評価審査会の会議の公開
- ④ 事業の着手、完了、中断、再開、事業の廃止、引継の公表
- ⑤ 方法書、準備書について、住民の環境保全の見地からの意見提出の機会の設定及び住民意見を提出できる者の範囲の地域限定の撤廃

(6) 環境影響評価審査会の設置

環境影響評価の客観性、信頼性を確保するため、学識経験者で組織する愛媛県環境影響評価審査会を設置している。

(7) 事後フォローアップの充実

すべての事業者に事後調査を義務付け、その結果に応じて必要な環境保全措置が実施されるようにする。

(8) 実効性を確保するための措置

環境影響評価の結果を事業の許認可等へ反映させるとともに、報告徴収や立入検査の実施、手続の違反者に対する勧告・公表の措置をとる。

3 環境影響審査の実施

(1) 愛媛県環境影響評価審査会

学識経験者10人で構成する愛媛県環境影響評価審査会を平成11年6月12日に設置し、環境影響評価法や愛媛県環境影響評価条例の対象事業に係る環境影響評価方法書、準備書等の審査を行っている。

平成25年度は、環境影響評価審査会を表2-5-5のとおり開催した。

表2-5-5 愛媛県環境影響評価審査会の開催状況

開催日	審議事項
平成26年1月22日	宇和島地区広域熱回収施設等整備事業に伴う環境影響評価準備書について
平成25年10月4日	1. 今治市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について 2. 汚泥再生処理センター整備に係る環境影響評価方法書について

平成25年8月27日	汚泥再生処理センター整備に係る環境影響評価方法書について
平成25年7月23日	1. 新居浜北火力発電所建設計画 環境影響評価方法書について 2. 榎川正木ウィンドファーム 環境影響評価方法書について 3. 今治市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
平成25年5月14日	1. 新居浜北火力発電所建設計画 環境影響評価方法書について 2. 榎川正木ウィンドファーム 環境影響評価方法書について 3. 南愛媛第一及び第二風力発電事業 環境影響評価書について

(2) 環境影響評価法に基づく環境影響評価

環境影響評価法は、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立て・干拓、土地区画整理事業などの規模が大きく環境影響が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価手続の実施を義務付けている。

平成25年度は、次の3つの環境影響評価図書について、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の観点から知事意見を述べた。

- ・太陽産業株式会社の南愛媛第一及び第二風力発電事業 環境影響評価書
- ・住友共同電力株式会社の新居浜北火力発電所建設計画 環境影響評価方法書
- ・株式会社ガイアパワーの榎川正木ウィンドファーム 環境影響評価方法書

(3) 愛媛県環境影響評価条例に基づく環境影響評価

愛媛県環境影響評価条例は、環境影響評価法の対象外の事業について、環境影響評価を義務付けている。

平成25年度は、次の2つの環境影響評価図書について、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の観点から知事意見を述べた。

- ・松山市の汚泥再生処理センター整備に係る環境影響評価方法書
- ・今治市の今治市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書

(4) 個別法等による環境影響評価等

平成25年度に港湾法、公有水面埋立法、大規模小売店舗立地法、砕石法等に基づき環境影響評価等が実施され、環境部局が審査した案件は、表2-5-6のとおりである。

表2-5-6 平成25年度環境審査状況

事業	埋立て	大型店舗	岩石採取	計
件数	5	25	9	39